

様

愛 知 県 知 事

愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった法律相談費用助成金については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第4条の規定により、下記のとおり決定します。

記

交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円

※知事への届出

申請者は、愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成金交付要綱第10条に基づき、要綱第6条各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

※決定の取消及び返還

次のいずれかに該当した場合は、決定の全部又は一部を取り消し、助成金の返還を求めることがある。

- （1）要綱第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
- （2）申請者から要綱第10条の規定による届出を受けたとき。
- （3）申請者が要綱第10条に該当する場合に届出を怠ったとき。
- （4）申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。